

四日市市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市企業立地促進条例施行規則（平成12年四日市市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この規則は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この時までに指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この規則は、なおその効力を有する。 3 及び 4 (略)	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この規則は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この時までに指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この規則は、なおその効力を有する。 3 及び 4 (略)

改正後	
別表（第2条関係）	
事業の類型	該当する事業
1 条例別表1の項に該当する事業	(1) (略) (2) 電気事業であって、製造業を主たる事業とする事業者が関与し、投下固定資産総額が <u>20億円</u> を超えるもの <u>（ただし、太陽光発電設備の設置は除く。）</u>
2 条例別表3の項に該当する事業	条例別表1の項、2の項、4の項、5の項及び6の項に定める施設等の類型のうち、次の各号に掲げる事業 (1) 及び (2) (略) (3) <u>バイオテクノロジー・健康医療に係る事業</u> (4) <u>新原料・新燃料への転換に対応する事業</u>

	<u>(5) 次世代モビリティに係る事業</u> <u>(6) 次世代ロボットに係る事業</u> <u>(7) 高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業</u> <u>(8) 臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業</u> <u>(9) 市外からの新規立地に係る事業</u> <u>(10) 臨海部コンビナート地区立地企業の2者以上による企業間連携事業</u> <u>(11) 物流倉庫の集約化事業</u> <u>(12) その他市長が特に必要と認める事業</u>
--	---

(略)

備考

1 から 4 まで (略)

5 この表において「次世代モビリティ」とは、次世代自動車（PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル等）、自動運転車、航空宇宙関連、鉄道（リニア関連）、空飛ぶクルマ、その他輸送機器関連の先端技術をいう。

6 この表において「物流倉庫の集約化事業」とは、現に存在する複数の物流倉庫を廃止し、物流倉庫を新設する事業をいう。

改正前

別表（第2条関係）

事業の類型	該当する事業
1 条例別表1の項に該当する事業	(1) (略) (2) 電気事業であって、製造業を主たる事業とする事業者が関与し、投下固定資産総額が <u>50億円</u> を超えるもの
2 条例別表3の項に該当する事業	条例別表1の項、2の項、4の項、5の項及び6の項に定める施設等の類型のうち、次の各号に掲げる事業 (1)及び(2) (略) <u>(3) 環境浄化分野の製品を製造する事業</u>

	<u>(4) バイオテクノロジー・健康医療に係る事業</u> <u>(5) 新原料への転換に対応する事業</u> <u>(6) 航空・宇宙産業に係る事業</u> <u>(7) 次世代自動車に係る事業</u> <u>(8) 次世代ロボットに係る事業</u> <u>(9) 高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業</u> <u>(10) 臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業</u> <u>(11) その他市長が特に必要と認める事業</u>
(略)	
備考	
1 から 4 まで	(略)

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の四日市市企業立地促進条例施行規則別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置から適用し、同日前に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(商工農水部商工課)